

## 第8期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会（第5回）

### ＜議事録＞

1 日 時 令和3年3月16日（火）午前10時から午前11時30分まで

2 会議の方法 オンライン開催（事務局会場：特別会議室〔議会棟3階〕）

3 出席者

#### ＜委員＞

No.	所属	役職	氏名	備考
1	鳥取大学地域学部	准教授	竹川 俊夫	
2	鳥取大学大学院医学系研究科	准教授	竹田 伸也	
3	①(医)乾医院 ②鳥取県東部医師会	①院長 ②監事	乾 俊彦	欠席
4	①(公社)鳥取県看護協会 ②鳥取県訪問看護支援センター	①在宅支援部長 ②所長	鈴木 妙	
5	鳥取赤十字病院外科	第3外科部長	山代 豊	欠席
6	①鳥取県老人保健施設協会 ②(医)賛幸会・(社福)賛幸会	①副会長 ②理事長	田中 彰	欠席
7	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	村尾 和広	
8	①(医)もりもと森本外科・脳神経外科医院 ②日本ケアマネジメント学会	①看護部長 ②代議員	金田 弘子	
9	①鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会 ②(社福)こうほうえんデイハウスよねはら	①世話人 ②管理者、介護支援専門員	本庄 研	欠席
10	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太	
11	(一社)鳥取県介護福祉士会	会長	大塚 一史	
12	(一社)とっとり東部権利擁護支援センター	副代表	垣屋 稲二良	
13	(社福)鳥取県社会福祉協議会地域福祉部	主幹	辻中 順子	
14	(一社)鳥取県薬剤師会、小林薬局マロニエ店	常任理事	小林 康治	
15	(一社)鳥取県歯科医師会 公衆衛生委員会	副委員長	國竹 洋輔	欠席
16	(一社)鳥取県歯科衛生士会	顧問	高場 由紀美	
17	(公社)鳥取県栄養士会	会長	福田 節子	欠席
18	琴浦町すこやか健康課地域包括支援センター	生活支援コーディネーター	池田 則子	
19	①(公社)鳥取県認知症のひと家族の会鳥取県支部 ②鳥取県認知症コールセンター	①代表 ②センター長	吉野 立	
20	鳥取市福祉部	次長兼長寿社会課長	奥村上 雅浩	欠席
21	北栄町福祉課	課長	田中 英伸	欠席
22	南部箕蚊屋広域連合	事務局長	中原 孝訓	

#### ＜事務局（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課）＞

No.	担当	役職	氏名	備考
1	—	課長	吉野 知子	
2	—	課長補佐	寺谷 直樹	
3	介護保険・施設担当	課長補佐	秋本 大志	
4	地域包括ケア推進担当	課長補佐	若原 正俊	
5	いきいき長寿推進担当	係長	濱口 美絵	
6	介護保険・施設担当	係長	安達 直樹	
7	介護保険・施設担当	主事	濱本 怜子	
8	介護保険・施設担当	主事	北村 知裕	
9	介護保険・施設担当	主事	上田 健司	

## 4 議事録

### (1) 開会

#### <挨拶>

※事務局（吉野課長）より、開会挨拶。

#### <出欠状況等の確認>

※事務局（秋本課長補佐）より、本日の出欠状況、配布資料について説明。

### (2) 議事

#### ①報告

#### 第8期鳥取県介護保険事業支援計画等（案）に係るパブリックコメントの実施結果について （P3～4）

#### <報告>

※事務局（秋本課長補佐）より、パブリックコメントの実施結果について報告。

#### <質疑・意見交換>

##### 【竹川委員長】

パブリックコメントの実施結果について、皆さんの方からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。私もざっと見て、だいたい、第8期計画のなかで網羅されている内容であったと認識しておりますので、このまとめで、私も良いと思っておりますので、皆さんの方から特にご質問、ご意見等なければ、先に話を進めていきたいと思えます。

#### ②議事

#### 第8期介護保険事業支援計画（案）について（別冊）

#### <進行>

##### 【竹川委員長】

では、議事の第8期介護保険計画（案）に関する議論に移りたいと思えます。まずは、事務局の方から前回からの主な変更点についてご説明をお願い致します。

#### <説明>

※事務局（秋本課長補佐）より、第8期介護保険計画（案）前回からの主な変更点について説明。

#### <質疑・意見交換>

##### 【竹川委員長】

ただいまの計画の修正に関しまして、皆さんの方からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。全体一つ一つ、パートに分けて評価していくことも出来ませんので、皆さんには大変失礼ですけれども、全体を通してですね、皆さん既に読んでくださっているという前提で、ご関心のあるところ、そして、ご質問等あるところですね、順次お伺いしていきたいと思えますので、ご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。なお、ここではですね、令和3年度以降の事業実施に当たっての要望等も含めての質疑応答としたいと思えますので、皆さんご意見、ご質問等をよろしくお願い致します。

##### 【吉野委員】

P10・11のところで、施策体系というのがまとめられていまして、例えば、認知症施策の推進というところを見ますと、P77からの認知症施策の体系のところと、例えば項目で挙げているのに、そういう項目で挙げていなかったりするんですね。全体的に、P10・11で出てきている施策体系と、それぞれの施策体系の内容がきちっとマッチするような表現が必要ではないか、と思えますので、ここは何でこういう書き方になっているのかがちょっと分らないです。例え

ば、認知症施策の推進で言うと、項目の(1)から(4)まであるんですが、その(1)から(4)が全部載っていない。なので、載せるなら載せるで、(1)から(4)までの項目と、その中のアイなどの細かな項目が書いてあれば分かるんですが、載っていないものがあるということは、これは如何なものかなと思います。おそらく他の部分でも同じかと思うので、整合性をきっちりとることが必要ではないかと思います。

**(事務局〔秋本課長補佐〕)**

P10・11の施策体系の部分ですけれども、本来的には、第4章以降の本文のダイジェスト版みたいなものが入ってくるべきだと思います。行き届いておりませんでしたので、きちんと本文の項目が入るように、認知症の部分だけでなく、点検させていただきます。

**【竹川委員長】**

修正がいくつも入っていますので、その辺りの最終チェックをよろしくお願い致します。

私の方からお願いですけれども、新型コロナウイルス感染症の対応として、少し懸念されることを私の方から事務局にお願いしたいんですけれども、先ほどの説明のなかのコロナ対策というのは、主に専門職によるケアのところだったと思うんですけれども、地域福祉という点で言うと、今、多くの自治体で、住民の皆さんが様々な活動をするのがほぼストップしてしまっていて、その中でも、介護予防の取り組みを少しずつ進めていこうという動きが出ていますが、聞くところによると、やはり現場ではかなり躊躇されているところがあり、本来、工夫すれば、集まってもいいようなところでも、活動を止めてしまうケースもあると。ただ、1回止まってしまうとそれを元に戻すというのは非常に難しいという現場の声もあります。そう考えると、例えば、地域福祉の支援を専門とされている社協の専門職の方であるとか、或いは地域のリーダー、そういう方々に向けて、活動をどういうふうコロナ対策に組み立てていくのか、これをすれば安心して出来るよとかですね、そういったポジティブな、地域の活動を止めないような、新型コロナへの対応って、今行われているんでしょうか。もし、無いということであれば、検討していただきたいというのが私の思いですが、如何でしょうか。

**(事務局〔若原課長補佐〕)**

竹川委員長からご質問いただいた件ですけれども、感染対策をしながら取り組んでいただくという、なかなか基準というのは示せられないんですけれど、参考となるものについては、感染対策を徹底したガイドラインみたいな、厚生労働省の資料を市町村等に提供させていただいております。それを踏まえて、市町村の方で各通いの場のリーダーさんや世話人さんに周知していただきまして、感染予防を徹底して、通いの場を実施していただくという形で、3密を避けるなど、具体的なことの指示をしていただきながら、取り組んでいただくとしています。ただ、おっしゃる通り、実施主体の世話人さんや担い手さんのご判断等もあるところですので、感染予防を徹底して、通いの場を実施している事例の紹介や、来年度の研修で参考となるような事例があれば、ぜひ各市町村さんを通じて周知していきたいと考えております。

**【竹川委員長】**

よろしく申し上げます。社協さんですとか、地域の方々は、やはり、やりたいと思っても、行政の顔色を見てですね、行政側が躊躇されているのに合わせてリスクを冒すのはやめよう、というので止めてしまうケースが多いと思うので、むしろ県の方から、こうしたら出来るんだよという意識づけですね、紙の通知だけではなくて、しっかり意識づけをして、そうした思いが地域にも広がっていくと思いますので、ぜひ、いろんな研修の場を通じて、地域活動を止めない方向への何か研修というのをお願いしたいと思います。

**(事務局〔吉野課長〕)**

琴浦町さんの方で、先般も通いの場で、鳥取看護大学の荒川先生の下で、通いの場の感染対策をとりながらということをしていただけたんですけれども、その辺り少しお話いただければと思いますが、如何でしょうか。

### 【池田委員】

琴浦町では、通いの場を止めないために、生活支援コーディネーターを通して、通いの場がどうしたら継続できますよ、というのを実際現場に行き、換気をすればいいよ、とか、マスクをすればいいよ、という声かけをしながら、一旦止まったのを復活させるというのを今年度やってきたんですけども、新しい居場所づくりのモデルを作りたいと思って、こうすれば出来るんだよ、っていうモデルを作りたいと思って、ショッピングセンターに集まるっていう、結構、無謀なことをこの時期にやるっていうことで、感染予防の徹底の仕方を中部地域振興局の方を仲介にして、鳥取看護大学の荒川先生を呼んで、スタッフの方々、関係者の方々を呼んで、こういうコロナ渦では不特定多数が集まる危ない場所とされているんですけども、そこでどうやったら出来るのかということ荒川先生と一緒に考えることができました。そこには公民館主事さん達にも参加してもらって、公民館主事さん達も、公民館での集まりの場なんか中止していたので、こうすれば出来るんだねっていうのを皆で規範意識を持たせて、その公民館でも展示会なら出来そうだとところで始められたところもありましたし、やっぱり専門家の方に入ってもらって、こうすればいいんだよ、という根本的なところを教わることによって、勇気づけられて出来たっていうところは良かったと思いますので、やっぱり専門家の方に入ってもらうという方が、紙よりいいですね。紙は私も散々配っているんですけども、やっぱりその現場を見てもらって、荒川先生が良かったのは、こうすれば出来るんだよ、っていうのを住民目線でお話してくださったので、ここまではしなくていいんだよっていうところとか、それだったら継続できないもんね、住民レベルだったらここを抑えればいいんだよっていうような話をすごく分かりやすくしていただいたので、そこにいた方達は、結構、勇気づけられたんじゃないかなと思いました。本当にコロナに関しては、集まりを止めれば簡単ですけども、今止めたらいけないよねっていうのを前提に、じゃあ、どうしたら出来るか、っていうところを皆で考えたのはすごくいいなと、そういう一年間だったなと思っていて、いろんな良い事もたくさんあったなと思っております。

### 【竹川委員長】

ぜひ、そういう事例をどんどん共有していただきたいと思います。やっぱり、各市町村でかなり温度差があると思うんですよね。ですので、こういう情報、非常に重要だと思いますので、こうやったら出来るという実証事例をぜひ県が主導して県内で共有していただきたいと思います。

### 【村尾委員】

P9ですが、「5 必要な介護サービスの確保」ということで、訪問介護事業所について、1市町村に1事業所を維持と書かれております。この部分は何か特別な県からの補助などは考えておられるのかどうか。特に、訪問介護の事業というのは、必要な事業ですけども、経営的には非常に難しく、パートさんとかそういう方々に何とか協力いただきながら運営しているのが現状ですし、鳥取市での撤退等もあったと思います。その点については、市町村だけはいけませんし、介護保険だけではなかなか継続が難しいというような部分もあるのではないかと思います。1点です。もう1点は、P95の第7期の整備の部分になりますが、整備の部分は市町村さんが主体となってされていると思うんですが、地域密着型の特養の部分、鳥取県としては、特養関係は新たに設けないという方針でこられたと思うんですけども、地域密着の部分で市町村がどうしても、必要だということでされる訳ですけども、この地域密着型の特養についても、全国的な部分を見ると、どこかの島だとか、特別な地域での実施というところが多いですし、やはり人材であるとか、経営面ではかなり厳しいということが言われておりますが、その辺のことについては、各市町村のほうで事業所に対しての補助的なものを考えながら整備をされるのでしょうか。その2点をお聞きしたいです。

### （事務局〔秋本課長補佐〕）

まず、訪問介護事業所のお話ですが、令和3年度から新しく補助制度を設けることとしております。対象はその市町村全域が過疎地域で、訪問介護事業所が一つだけという条件は設けさせていただきますが、そういう地域であれば、県と市町村で協働して運営費を支援するという制度を設

けることができました。併せて、介護報酬で賄うべきという筋論もあるので、介護報酬で過疎地域とか中山間地域で厳しい経営状況にある事業所でもきちんと経営を継続できるように、国に対して要望していこうと考えています。

また、施設整備についてですが、鳥取県としては、広域型の特養を新たに整備することは考えていませんが、地域密着型に関しては各市町村のご判断でというスタンスです。毎年、特養の待機者数調べもやっておりますが、西部は少しずつ増えてきているという状況を踏まえて、米子市さんが決断されたということだと思いますし、中部に関しては湯梨浜町さんが29床という計画を出してきておられます。倉吉市にある、巖城はごろも苑という、定員150床の特養がありますが、こちらが湯梨浜町に移転します。移転後は120床の特養となります。150床から120床で30床の定員を落として整備されているという状況もあり、中部全体で見ると30床くらい減るので、今回のプラス29床は現状維持に近いものかなと捉えています。

#### 【吉野委員】

先ほど、竹川委員長の方から、コロナの地域の問題が出ましたけれども、以前も一度発言させていただいたんですが、病院とか施設に入所している方への面会の問題、或いはこの前も厚生労働省が通知を出しましたが、デイサービス利用者などが、家族が県外に出た場合に2週間利用が出来ないとか、そのことによる社会的な閉じこもりが生じて、認知症が進行するような症状が出ていて、国の方も2回、施設に関しては面会についての工夫をされるべきだと、そういう通達も出していますし、デイサービスについても、県外ということだけでなく、どういう地域の場合はどういうふうにするのか、つまり、少し工夫をしながら介護保険サービスを利用できるようにする、或いは、面会が出来ないことで、入所者や利用者レベルダウンとならないようにするというのが出されているので、ぜひ、「コロナの感染予防」のところには、施設側の論理だけでなく、そこを利用している側への配慮、工夫をしながら健康を維持する、レベルを維持していく、或いは介護サービスを利用出来るようにする、そういう文言をぜひ加えていただきたいと思います。

#### (事務局〔秋本課長補佐〕)

ご意見は承知しましたので、記載方法を考えたいと思います。

#### 【吉野委員】

よろしくお願ひします。

#### 【竹田委員】

先ほどのパブリックコメントのなかで、一つ気になった意見があつて、それと関連してお願いしたいことがあるんですが、コメントのなかに、「介護保険料を減らして欲しい。それに当たって要介護者を減らす介護予防事業に、もっと力を入れて欲しい。」というような内容があつたと思います。介護予防事業に力を入れるのは最もだと思うんですが、介護予防事業に力を入れて要介護者を本当に減らせるかと言ったら、やっぱり個人の努力ではどうにもならないことは多々あると思うんですね。僕が気になるのは、そういう自己責任論っていうのは、今後、力を増してくるようには思えてならないんですね。この一連の施策の中の、「3 高齢者の安全及び尊厳の確保」という項目の中に、もし、今後、鳥取県が対策として行う余地があるのであれば、自己責任論に傾かなかつたり、或いは、そのエイジズム(年齢差別)を克服するような、市民的成熟を促す、住民の側の成長を促すような施策を盛り込むようなことは可能でしょうか。

#### (事務局〔秋本課長補佐〕)

なかなか、今、どういう事業をやればいいのかということは思い浮かんでいませんが。。

#### 【竹川委員長】

一つ、私からもよろしいでしょうか。竹田委員のご指摘、私も非常に重要と思うところがありまして、特に先般のコロナ渦の中でも、差別的な言動は起こってくる訳です。そういうことも踏まえると、やはり人権とか福祉教育というのが重要となってくると思うんですね。当事者理解と

かですね、そういった要素を自治体が主導して、しっかり進めていく、そういった方針も、私は必要ではないかと思っていますので。それと、自己責任論と言葉としては関わらないかもしれませんが、そうした当事者理解とかですね、そういう部分を自治体を中心となって、しっかりと進めていくと、そういった姿勢を出しても私はいいんじゃないかと思いますが如何でしょう。

**(事務局〔秋本課長補佐〕)**

どこの項目で書くか、というのはありますが、記載については検討させていただきます。

**【竹川委員長】**

竹田委員、逆にこういうところに、こういう文言を加えて欲しいとか、何かしら対策が必要だとか、そういった具体的な意見はございますか。

**【竹田委員】**

具体的なことを考えると、ここは難しいですが、要介護者っていうのは、決して遠い存在ではなくて、近い将来の自分自身なんだということを僕たち市民側がもっと理解することが出来ると、いいんだろうと思うんですね。こういう議論になった時に、竹川委員長がおっしゃった差別とか偏見なんかも、その差別や偏見をしている当事者がまさか自分がそういったことをしているという自覚もないと思うんですね。差別や偏見をするというのは、僕たち皆がそういう弱さをもった人間なんだという理解も必要ですし、要介護者も含めて配慮を要する人に対する施策を進めていくというのは決して一部の人に対して行うものではなくて、我々も実は年齢を重ねていくと要介護者になり得る存在なんだという理解を住民側に促すような、僕もその辺りが具体的に分からないんですが、住民の成熟を促すようなものがあったらいいような気がします。要するに、弱者支援というのは時間軸の異なる自分への支援なんだ、という理解を我々市民が出来ると、さっきのエイジズムであったり、自己責任論というのも超えていけると思うんですね。ちょっと抽象的なお話になって申し訳ないんですが。

**【竹川委員長】**

この計画のなかにも、認知症サポーターとか認知症カフェとかですね、そういう人々と交わりながら認知症について学んでいく、或いは認知症の方々を適切に支援していくような取り組みがありますので、そういうところにも関連付けるといのも一つの方向かなと感じましたので、ぜひ、この辺りは事務局の方でもご検討いただければと思います。とても大事なご指摘だと私も思います。

**【鈴木委員】**

先ほどの村尾委員のお話に関連してですけれども、ある市町村で訪問介護事業所が撤退された、ということをお伺いして、たまたま、訪問看護事業所が訪問介護事業所を併設していましたので、その方々を訪問看護事業所で受け入れてといった時に、まあこれ、社協さんが徹底されたというお話を聞いて、私達にとったら、社協さんが最後の砦というか、結構、福祉の部分で支えて下さっているのかなという思いがあったんですけども、そこが撤退する理由というのは、やっぱりそれなりの理由があって、撤退せざるを得ないという状況があるのに、民間がそこを引き受けてやれるかどうか分からないけどやってみる、というお話を聞きまして、先ほど、過疎地域で補助があるというお話がありましたけれども、過疎地域でなくても、中心となる市町村のなかでもそういうことが起こっているというところの、何か手立てがないと、在宅での生活を希望されている方が仕方なく施設に入ることが起こってくるのではと思います。先ほどの県の回答のなかにも、国に対して要望していくというところも、もちろんあるんですけども、そこまで本当に待てるか、という心配を抱えています。そこら辺は、どうなっていくのかと思います。その市町村が過疎地域になるのかどうか、今、私は分かっていないんですけども。

**(事務局〔秋本課長補佐〕)**

その点はよく承知しております。過疎地域だけでもありませんし、訪問介護だけでもないとい

うのは承知しておりますが、やはり介護報酬以外で運営費に対して支援していくというのは非常にハードルが高くて。正直、ほかの県でもそんなに取り組めていません。そういう状況があって、最初にどこを支援すべきかということで財政当局と折衝しながら、条件を絞っていった結果、過疎地域で訪問介護という、しかも、1箇所しかないところだけ、ということで、令和3年度からようやく始めることが出来るという状況ですので、次のステップはですね、来年度以降、丁寧に様子を見ながら、必要な施策を考えていきたいと考えております。

#### 【竹川委員長】

そのことに関して、私からも一つ質問なんですが、この問題は人材確保という点とも大きく絡んでくると思いますが、看護協会さんは、事業所でスタッフが足りなくなった時に看護協会が間に入って、病院と事業所を結ぶような支援をされているという話を聞いたことがあるんですが、介護の現場でも同様のことが今後必要になってくると私は思うんですが、その点に関しては、先般の社会福祉法の改正の中で、社会福祉の法人連携というテーマが出てきていますね。具体的に、いろんな事業所が連携して、一つの社会福祉法人をつくるというところまでは、まだ、ハードルが高いとは思いますが、その地域の事業所が連携して、急にスタッフが欠けて大変だ、というところをバックアップするような仕組みづくりというのは、2025年、2040年に向けて進めていくべきことではないかと思うところですが、その辺り、事務局の方で何かご検討とか進められているのでしょうか。

#### （事務局〔若原課長補佐〕）

先ほど、ナースセンターの方で、看護師の人材確保の調整がされたり、コーディネートされたりという形はありまして、県の方の介護人材の方ではですね、基本的には県社協さんの方に、県の福祉人材センターを設置しており、福祉人材の確保を中心に取り組んでいただいております。さらに介護の方は、県社協さんに委託をしておりますね、介護専属の就職支援コーディネーターを2名配置して、介護人材の定着、確保について強化をしております、令和3年度から活動指標1,485件という目標を設定させていただいております、このなかで、コーディネーターの方の訪問というのが難しいところではあるんですけれども、相談件数については2名体制にしたということで、2月末現在です、相談件数は前年比で言うと、1.4倍くらいあったという形で、きめ細かく、ほかのハローワークさんより介護専属のですね、地域の情報をきちんと把握した上でその方に合った事業所に適切に繋いでいるという形で対応しております。

#### 【竹川委員長】

私がお伺いしたかったのは、例えばこのコロナ渦のなかで、スタッフがコロナに感染して、もう仕事が出来ない、スタッフが足りないといった緊急的な場合にその地域の法人間で連携しながら、スタッフをバックアップしたり、施設の方からその事業所にスタッフを派遣したり、或いはもう少し中長期的な視点で言えば、人事交流をしてスタッフのレベルアップを図るとか、そういうことも含めた連携を、今、看護協会さんが模索されているんだと思います。そうしたところをもっと介護とか、福祉全体でそういう仕組みを浸透させていくとか、そういう視点も、私、今後は必要になってくるんじゃないかと思うところです。そういう指摘だったんですね。なので、新たな人材確保というのはもちろん必要ですけども、その地域の介護事業所を潰さない、緊急的なことがあった時には地域で助け合っていく、そういう法人間の連携、協働というところも県がある程度、方針を示していくことをしないと進んでいけないのではないかと感じたので指摘させていただきました。

#### （事務局〔吉野課長〕）

竹川委員長がおっしゃった、法人間連携、仕組みとして出来た訳ですけども、そういったところの仕組みも考えながらということになるのかなと思います。小規模な事業所の法人間でそういったことも連携しながら、そういった方向になっていくというのは本当におっしゃる通りで、正にそういった制度が、そういう要請に乗っかって仕組みができたようなことですので、法人を担当しております福祉保健課とかですね、介護だけではなくて、福祉の事業所全般に関わること

だと思しますので、そういったことはまた勉強していきたいと思います。福祉保健課ですとか、あちらの方も今、重層的支援ですとか、垣根を超えた、法人間もそうですし、事業間、大きな垣根を超えて地域での福祉の取り組み全般に取り組んでおりますので、介護の担当課の方も、福祉の主管である福祉保健課などと連携して、勉強しながらやっていきたいと思っています。今、ちょっと具体的なものは承知していませんが、それに向けて勉強して取り組んでいきたいと思ひます。

#### 【竹川委員長】

今、看護協会さんの方で新たな取り組みとして、かなり面白い取り組みをされていると思ひますので、ぜひその辺りの情報を収集されて、それを更に垣根を超えて、福祉分野にも応用できないかとかですね、そういう検討を進めていかれるといいんじゃないかと思ひます。どうぞよろしくお願ひ致します。

#### 【村尾委員】

先ほど、竹川委員長からお話があった件になりますけれども、福祉の団体としては、老施協、経営協、老健協とか、そういった部分を協定で結びながら、DMA Tとか、災害対策の部分で共同支援、それから、特に今コロナの部分がありましたので、コロナ関係での施設間での支援だとか、協定は結んでいます、そういうことをもう少し具体的な部分として、対応していこうというところが出来つつありますので、それに加えて、何らかの県全体としての事業として、支援しないといけない部分、そういった部分を協定の中でも大きな形で存在させて発展させていければ、もっといいのかなと思ひます。我々もそうですけれども、やはり会員としての団体という形にはなりますので、主としては協会に入っている会員さんが原則ということにはなりますけれども、支援が必要となってくるところも考えていかないといけないのは、先ほど、竹川委員長からお話があった、小規模な事業所をどうするのか、特に民間はすぐ撤退という形をとりまされども、社会福祉法人はそういう訳にいきませんので、そういう中でどう支援の形を作っていくかというのも今後の課題なのかなと思ひます。

#### 【竹川委員長】

こういう検討は、やはり人材確保の部分にも大きく絡みますので、今後部会の方でもそういった点を検討してもいいと思ひますので、ぜひ、また事務局の方で今後の議論に繋げていただければと思ひます。

#### 【垣屋委員】

P 6 8、「成年後見制度の普及」というところ、認知症の方が増えていくなかで、成年後見制度の適切な利用というのは本当に必要だろうと思ひます。現状と分析の中に、『「中核機関」の整備や身上監護を重視した支援の重要性が規定されました。』という記載があるんですが、「第8期における方向及び対応」の中に、県が中核機関をバックアップしていく、というような文言が無いところが少し気になっています。この前、東・中・西の3権利擁護センターと家庭裁判所との話し合いのなかでも話をしてはいるんですけど、令和3年度には、全市町村の中でこの中核機関が出来上がっていく計画なんですね。だから、令和3～5年度のなかで、この中核機関ができて、この成年後見制度の利用促進に対しての取り組みというのはものすごく進まなくてはならないという状況になっています。鳥取県では全市町村で中核機関が設置されるというのは本当に全国でもトップクラスであると、家庭裁判所の方も言っているんですが、ここが整備されて充実していくと、先ほどの竹田委員のお話のなかにもありましたが、やはり自分のこととして考えていく、例えば一番良い例は、市民後見人の養成と言うのに、今、東部・中部・西部ともに、人数がだんだんと増えてきつつあるんですね。なので、こういうことも踏まえて、やっぱり市民後見人をやっておられる方に意見を聞くとかですね、やはりそういう思ひです。やっぱりお互い助け合うとかですね、認知症の方に寄り添っていくとか、そういった事例なんかも、たくさんお話をされていますし、そういうことの啓発も含めて、地域のなかで進めていくこともすごく大切なことだろうと思ひておりました。福祉保健課が中心となって、この中核機関のバックアップをやって



いるんですけれども、ここの中にどれくらい書けるか分からないんですけれども、そういうことも書いて、第8期にそういうことを積極的にやるんだということで記載が出来たらと思います。それから、初めに吉野委員からお話のあったことに絡みますが、P10・11、「3 高齢者の尊厳及び安全の確保」と書いてありますが、これもP67の(1)しか書いてない訳で、やっぱりそういう部分も見直していただけたらと思います。特に、エンディングノートのことも書いてあるんですけれども、これも、僕たちが後見人をしている中で、ものすごく大切な部分なんですね。それをやっぱり、しっかり本人の思い、意思を引き継いでいくこともすごく大切なので、そういうことも書いていただければいいのかなと感じました。

**(事務局〔吉野課長〕)**

中核機関ですとか、その辺りの記述につきましては、福祉保健課の方とも調整が必要となりますので、どういったことが書けるのか確認してみたいと思います。

**【竹川委員長】**

私から一言ですけれども、計画全体で、私、垣屋委員さんをご指摘された、市民後見人ですけれども、この扱いが非常に心もとないと感じておまして、本来であれば、これは県が広域的に市民後見人をしっかり育てて、定着させていくっていう姿勢を示さないといけないと思うところがありまして、これ、市町村では無理な話ですので、第8期の計画のなかでも、市民後見人の育成というところは、認知症サポーターなども連動させて、しっかり明記しておいた方がいいんじゃないかと感じました。

**【辻中委員】**

先ほど、垣屋委員からご指摘のあった、権利擁護の取り組みですとか、市民後見人のところと関わってくるのですが、同じくP69、記載の中に、「市町村社会福祉協議会を主体として、～」という記載がありますが、ここの部分が私の中でうまく理解できていないので、市町村社協が主体となって取り組む中身というのは、どういう取り組みのことを指されているのかというところを確認したいと思っています。今、議論になっている市民後見人の養成とか中核機関の設置という取り組みでしたら、市町村行政の方が主体的に取り組まれるべき内容だと思いますが、社協としての役割というのが、何かイメージされているものがあれば、もう少しその辺の整理をして教えていただきたいと思っています。

**(事務局〔吉野課長〕)**

所管課の方に確認を致しますので、もしそれでここにそぐわないとか、ちょっと整理が必要だということであれば、削除致しますので、確認させてください。

**【竹川委員長】**

これは日常生活自立支援事業の話ではないですよ。もし、そうであれば、事業名称をしっかりと書いた方がよいと思います。

それでは、いくつか修正していただきたいというご意見もございましてですね、ただ、今回は最後の委員会となりますので、基本的には、この後は、事務局に一任とせざるを得ないところですけれども、その点については皆さんよろしいでしょうか。

※全員了承

ありがとうございます。では、今回、第8期の計画(案)に関しまして、これで議論は終えて、細かな修正等については、事務局にお願いするという形で今回の検討を締めくくらせていただきたいと思います。

では、長きにわたっての検討、皆さん、どうもありがとうございました。

今回は、新たに指標が入ってきていますので、今後の進捗管理についても、指標の、達成度をしっかりと大切にしながら、どうして上手くいっていないのか、或いは、逆にどうしたら上手くい

ったのか、その辺りの分析をしっかりやって、鳥取県の現状をしっかり把握し、第9期に向けては、やはり鳥取県らしい計画を打ち出していけるような、そういう進捗管理ができればいいと思っていますので、引き続き、皆様にもご協力を賜ることが多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

### (3) 閉会

#### <挨拶>

※事務局（吉野課長）より、閉会挨拶。

#### <次回委員会の日程について説明>

※事務局（秋本課長補佐）より、以下の連絡事項について、説明。

- ・この計画は、3月中に内部での決裁を経て、4月から計画をスタートする。
- ・令和3年度は、夏～秋頃に全体委員会を開催出来ればと考えている。
- ・介護人材、認知症の分会については、別途日程調整をさせていただく。